

スマイルワン

特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売) 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

介護保険事業所番号 11772200992

- ① 当事業所はご契約に対して特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)を提供することを目的とする。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。
- ② 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果『要支援』・『要介護』と認定された方が対象となりますが、認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。
- ③ 当事業所にはご利用者のニーズにいつでも対応する仕組みがあります。どうぞご遠慮なくお申し付け下さい。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------|
| 【1】 会社名 | 株式会社 らいふわん |
| 【2】 所在地 | 石川県白山市相木町 820 |
| 【3】 代表者氏名 | 代表取締役 橋爪 正 |
| 【4】 設立年月 | 平成 19 年 2 月 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|---|
| 【1】 事業所の種類 | 特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)事業所 |
| 【2】 事業の目的 | 介護保険に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に販売事業サービスを提供します。 |
| 【3】 事業所の名称 | スマイルワン |
| 事業所の所在地 | 石川県白山市村井町 322 番地 6 西川テナント 1 階 |
| 電話番号 | 076-287-3007 FAX 076-287-3008 |
| 管理者氏名 | 橋爪 正 |

『 理 念 』

高齢者の心身の特性を踏まえ、多様多層に応える利用者本位のシルバーサービスを開発・提供し、高齢者のより豊かで充実した生活の実現を図ることを通じて、活力ある高齢者の形成に寄与するよう努める。

『 運営方針 』

事業所の専門相談員は、利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を

図るよう支援する。

事業の実施に当たっては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【4】 開設年月 令和2年6月

【5】 通常の事業の実施地域

白山市、野々市市、金沢市の区域とする。

【6】 営業日及び営業時間

- ① 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月5日を除く。
- ② 営業時間 : 午前9時から午後6時までとする

3. 職員の職種、員数、及び職務内容

【1】 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定福祉用具販売事業の提供に当たるものとする。

【2】 専門相談員 2名以上

専門相談員等は、指定福祉用具販売事業の提供に当たる。

【3】 事務職員 1名 (非常勤)

4. 福祉用具に係る貸与と販売の選択制

【1】 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリットおよびデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供し、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行います。

【2】 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、目標の達成状況を確認させていただきます。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等(メンテナンス)を行います。

なおその際の費用については実費となります。

5. 特定福祉用具販売計画の実施状況の把握

特定福祉用具販売計画の作成後、6か月以内に当該特定福祉用具販売の実施状況の把握(モニタリング)を実施し、福祉用具サービス計画書の目標の達成状況を確認いたします。

なお、モニタリングの結果を記録した記録については、担当の指定居宅介護支援事業者に報告いたします。

6. キャンセル・交換について

契約者は、福祉用具が納入される前に、諸事情があるとき契約をキャンセルすることができます。この場合、キャンセル料金は請求されませんが、すみやかなる連絡をお願いします。

契約者は、商品が不要になった場合あるいは商品の交換を必要とする場合には、本契約を解除することができます。この場合には、契約者は希望する納品日の1週間前までに事業者へ通知するものとします。但し、利用者の入院等、契約を継続することができない特別な事が生じた場合、あるいは、商品の交換に緊急を要する場合には、事前の通知がなくても本契約を解約する事ができます。

7. 相談・苦情の受付について

当事業所における苦情の受付窓口

担 当 : 清水 亮 電話番号 : 076-287-3007

事故発生時の対応

事故発生時の対応は次のとおりとする。

利用者に対する特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)サービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な処置を講じなければならない。

【緊急連絡先】 スマイルワン

石川県白山市村井町 322 番地 6 西川テナント 1 階

TEL 076-287-3007 担当者 : 清水 亮

8. 秘密保持について

【1】 専門相談員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

【2】 専門相談員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持をさせる為、専門相談員でなくなった後においてもこれらの保持すべき旨を、専門相談員との雇用契約の内容とする。

9. 虐待の防止のための取り組みについて

【1】 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	清水 亮
-------------	------

【2】 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。

【3】 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口へ通報します。

